

声 明

平成30年（2018年）9月7日

スルガ銀行・スマートデイズ被害弁護団

団長 河 合 弘 之

団長 山 口 広

副団長 紀 藤 正 樹

副団長 谷 合 周 三

1. 本日、スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」といいます。）が委嘱した第三者委員会の調査報告書（以下「本件報告書」といいます。）が公表されました。

本件報告書では、スルガ銀行と本年5月に破産した株式会社スマートデイズ等の悪質サブリース業者が企画したサブリース事業（以下「本件サブリース事業」といいます。）の詐欺的計画に基づく、多くの不動産販売会社とシェアハウス用建物の建築会社を介在させたスルガ銀行の融資業務が、極めて不適切かつ悪質なもので、物件オーナーとなった被害者（以下、単に「本件被害者」といいます。）の人生を深刻な危機に陥れるものであったことが明らかになっています。

また、本件が、本件発覚直後にスルガ銀行側が主張していた投資リスクの責任分担などということではなく、本件サブリース事業という詐欺的スキームを十分認識していたにも関わらずそれに主体的に荷担した加害者（スルガ銀行）とその被害者（オーナー）という図式であることも明らかになりました。

2. 本件報告書は、スルガ銀行の業務体制の根深い病巣を掘り下げ、その背景には「極端なコンプライアンス意識の欠如」と「統制環境（企業風土）の著しい劣化」があるとしている点や今後の改善策まで踏み込んだ点は、一定の評価はできる内容であると考えられます。

しかし、このような事実が顕在化したことで、今後、スルガ銀行の経営陣が一新され、旧経営陣・関係者に対する責任追及等がなされ、企業風土を改めるために提言された改善策が実施されたとしても、本件サブリース事業の破綻・詐欺的融資によりスルガ銀行に対して極めて多大かつ不当な債務を負うこととなった本件被害者の救済は、それだけでは実現されません。

本件において、第1に実現されるべきは、かかる本件被害者を、スルガ銀行に対する極めて多大かつ不当な債務から一刻も早く解放することです。本件報告書においては、調査スコープの関係からそこまで踏み込んだ記述はなされておきませんが、この点は、今後スルガ銀行を改革する上で最優先の課題であると考えられます。

本件被害者の中には、スルガ銀行に対して極めて多大かつ不当な債務を負うこととなった結果、すでに自己破産をされた方や命を絶たれた方がいることが明らかになっています。このような悲劇をこれ以上繰り返さないためにも、スルガ銀行は、この被害の重大性、緊急性を強く認識し、本件被害者を上記債務から早期に解放するため、一刻も早く本件の実質的かつ抜本的な救済措置を講じるべき責任があります。

スルガ銀行の社会的信用が失墜していることは、年初から約1/5に暴落した株価を見ても明らかです。スルガ銀行が当初から本件被害者の声に真摯に耳を傾け、問題解決・被害回復に誠実に取り組んでいれば今日のような事態には陥っていないと思われれます。スルガ銀行の現在の窮状は、違法・不正行為によるだけでなく、本件報告書においても指摘されているように、それが表面化した後のスルガ銀行自身の対応の不手際にも起因しているものと考えられます。

スルガ銀行の再建・信用回復は、単に経営陣を一新し、旧経営陣・関係者を処分し、内部統制を改めるだけでは適うものではありません。まずは、その

原因となった被害回復を真摯かつ早急に行うべきです。スルガ銀行の経営陣は、未だに本件被害者に対して直接の謝罪をしていないどころか、本件被害者との協議の場にすら出てきてはおりません。本件の解決に必要な資料すら開示しようとしません。スルガ銀行の新経営陣がこの問題の解決を真に行う意思があれば、このような不誠実な対応を即刻改めるよう要請致します。

スルガ銀行の再建・信頼回復が抱える困難は、本件報告書が示した銀行内部の問題だけでなく、不良債権金額が巨額に昇るが未確定であること及び不動産投資個人向け融資という主要ビジネスモデルを失い、その他に目ぼしいビジネスモデルがないことです。そのため、金融再生、他行との合併など、構造的再建築も視野に入れて今後の再建を行うことになると予想されますが、その場合でも、代物弁済等の解決スキームで本件を実質的且つ根本的に解決しておくことは必要不可欠であると考えられます。

3. 当弁護団は、本声明をもって、スルガ銀行に対し、本件の実質的かつ抜本的な救済措置を早急に講じることを強く求めるとともに、金融庁による詐欺的サブリース事業の被害者救済措置の実施を含む厳正な行政処分がなされることを求めます。

また、本件報告書には調査スコープの関係から、報道がなされている岡野会長による十数億円の私的流用問題及びファミリー企業への約500億円の貸付の問題には触れられてはいません。当弁護団は、それらの問題を含む本件不正事件全体について警察、検察、行政による責任追及がなされることを求めます。

当弁護団は、引き続き、本件被害者の真の救済が実現されるその日まで、本件被害者の方々と協力して、この問題の解決のため闘い続けることを再度表明致します。

以上